# 申告書の記入例

## 前年中に収入があった人

### ▼申告書　表面

1月1日の住所と異なる場合には記入してください。

日中連絡のとれる電話番号を記入してください。

令和4年　3月15日

令和4年度　市民税・県民税（国民健康保険税・介護保険料）申告書

（宛先）春日市長

| | | | |
|---|---|---|---|
| 令和4年1月1日の住所 | 春日市原町３丁目１番地５ | 番号確認 □ 本人確認 □ 確認資料 | 免・保・マ・手・他（　） |
| | | 整理番号 | 2 |
| 現住所 | 同上 | 業種又は職業 | |
| フリガナ | 4 カスガ　タロウ | 電話番号 | （092）584 － 1111 |
| 氏名 | 春日　太郎 ㊞ | 世帯主名 | 春日　太郎（続柄 本人） |
| 生年月日 | 3 大・昭・平・令 36年 4月 1日 | 個人番号 | 38 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 |

◆簡易申告◆ 5

下記に該当する人は☑チェックをつけてください。
（☑は複数可）
※チェック項目以外の申告がない場合はチェックをつけて申告終了です。

A．□前年中は収入がなかった。

B．□非課税所得で生活していた。（遺族年金・障害年金・その他）
受給額　　円

C．□㉑配偶者控除、㉒扶養控除、⑰寡婦控除、⑱ひとり親控除については、前年度の市県民税課税内容と同じ申告をします。

D．□１収入金額等、⑬社会保険料控除、⑭小規模企業共済等掛金控除、⑮生命保険料控除、⑯地震保険料控除、⑳障害者控除、㉖医療費控除については、添付している証明書類（控除証明書、源泉徴収票、障害者手帳等）のとおり申告します。

E．□特定配当・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要を選択します。

3　所得から差し引かれる金額に関する事項

| | | | |
|---|---|---|---|
| ⑬ 社会保険料控除 | 合計額 152 | 1 7 8 6 0 0 0 | |
| | 国民健康保険 円 / 国民年金 円 | 介護保険 15,600 円 / 国民健康保険税・国民年金保険料の源泉徴収票記載額 13,000 円 | 後期高齢者医療 150,000 円 / その他 円 |
| ⑭ 小規模企業共済等掛金控除 | 合計額 159 | | |
| | 小規模共済 円 | 確定拠出掛金 円 / その他 円 | |
| ⑮ 生命保険料控除 | 新生命保険料支払額 157 | 1 2 2 3 2 1 | |
| | 旧生命保険料支払額 161 | | |
| | 新個人年金保険料支払額 158 | 3 6 0 0 0 0 | |
| | 旧個人年金保険料支払額 162 | | |
| | 介護医療保険料支払額 156 | 4 2 3 5 0 0 | |
| ⑯ 地震保険料控除 | 地震保険料支払額 164 | | |
| | 旧長期損害保険料支払額 165 | | |
| ⑰～⑲ 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除 | ⑰～⑱ ひとり親（寡婦）控除 ひ 寡 □死別 □離婚 □生死不明 □未帰還 | | |
| | ⑲ 勤労学生控除 学校名・学年 年 | | |
| ⑳ 申告者本人が障がい者の場合は、記入してください。 | 障 特 障害の程度 ㊟・精・療 2 級 | | |
| ㉑ 配偶者（特別）控除 配偶者（同一生計配偶者）氏名 | 配偶者の合計所得金額 173 | | |
| 春日　花子 | 生年月日 S36. 1. 11 | 個人番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 | ☑同居 □別居 身・精・療 級 |
| 扶養控除 1 氏名 春日　ハルエ | 生年月日 S16. 1. 11 | 続柄 母 | 個人番号 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 ☑同居 □別居 身・精・療 級 |
| 扶養控除 2 氏名 春日　次郎 | 生年月日 H30. 2. 1 | 続柄 孫 | 個人番号 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4 5 □同居 □別居 身・精・療 級 |
| 扶養控除 3 氏名 | 生年月日 | 続柄 | 個人番号 □同居 □別居 身・精・療 級 |
| 扶養控除 4 氏名 | 生年月日 | 続柄 | 個人番号 □同居 □別居 身・精・療 級 |
| ㉗ 雑損控除 | 損害の原因 | 損害年月日 | 損害を受けた資産の種類 |
| | 損害金額 円 | 保険などで補塡される金額 円 | 差引損失額のうち災害関連支出の金額 円 |
| ㉘ 医療費控除 | 支払った医療費等 150 | 3 4 0 0 0 0 | |
| | 保険などで補塡される金額 151 | 2 1 0 0 0 0 | |

車椅子理解

| 寡婦 | 特寡 | 寡婦 | ひとり | 勤学 | 一般 | 特定 | 老人 | 同老 | 年少 | 老遠 | 特別 | 同特 | 配控 | 老配 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 270 | 272 | 275 | 280 | 283 | 256 | 262 | 268 | 269 | 272 | 270 | 221 | 222 | 264 | 265 |

1 収入金額等

| | | | |
|---|---|---|---|
| 事業 営業等 | 44 ア | 3 5 8 9 0 0 0 3 | |
| 事業 農業 | 45 イ | | |
| 不動産 | 47 ウ | 4 5 0 0 0 0 0 | |
| 利子 | 48 エ | | |
| 配当 | 49 オ | | |
| 給与 | 50 カ | 8 1 4 3 5 1 | |
| うち専従者給与 | 129 | | |
| 雑 公的年金等 | 51 キ | | |
| 雑 業務 | 57 ク | | |
| 雑 その他 | 52 ケ | | |
| 総合譲渡 短期 | 94 コ | | |
| 総合譲渡 長期 | 95 サ | | |
| 一時 | 89 シ | | |

2 所得金額

| | | | |
|---|---|---|---|
| 事業 営業等 | 78 ① | 3 0 3 8 8 3 | |
| 事業 農業 | 79 ② | | |
| 不動産 | 81 ③ | 2 4 0 0 0 0 | |
| 利子 | 4 | | |
| 配当 | 83 ⑤ | | |
| 給与 | 6 | | |
| 雑 公的年金等 | 7 | | |
| 雑 業務 | 114 ⑧ | | |
| 雑 その他 | 86 ⑨ | | |
| 雑 合計（7+8+9） | 85 ⑩ | | |
| 総合譲渡・一時 | 90 ⑪ | | |
| 合計 | 12 | | |

4 所得から差し引かれる金額

| | | | |
|---|---|---|---|
| 社会保険料控除 | 13 | | |
| 小規模企業共済等掛金控除 | 14 | | |
| 生命保険料控除 | 15 | | |
| 地震保険料控除 | 16 | | |
| 寡婦、ひとり親控除 | 17 18 | 0 0 0 0 | |
| 勤労学生障害者控除 | 19 20 | 0 0 0 0 | |
| 配偶者（特別）控除 区分 | 21 | 0 0 0 0 | |
| 扶養控除 | 22 | 0 0 0 0 | |
| 基礎控除 | 23 | 0 0 0 0 | |
| ⑬から㉓までの計 | 24 | | |
| 雑損控除 | 145 25 | | |
| 医療費控除 区分 | 26 | | |
| 合計（24+25+26） | 27 | | |

5 給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の市・県民税の納税方法　16 □自分で納付（普通徴収）

| 代理申告者記入欄 | |
|---|---|
| 氏名 | （続柄　　） |
| 電話番号 | |
| 住所 | □申告者と同居 |

受付 / 入力 / 確認

分離課税に係る所得等がある人は、「市民税・県民税申告書（分離課税等用）」をあわせて提出してください。

（単位は円）

裏面にも記入する欄がありますから注意してください。

□代理　□0申告　□申告不要　□分離　□給与　□年金　□支払通知　□医療費　□社保　□小規模　□生保　□地震　□取支　□寡婦金　□住借　□その他（　）

P2参照

P3参照

## 簡易申告を活用しましょう！（収入がない人、課税資料が揃っている人などが対象です）

収入がない人はＡにチェック

遺族年金等で生活していた人はＢにチェック

昨年と扶養状況等に変更がない人はＣにチェック

収入・控除の資料が全てそろっている人はＤにチェック

### ◆簡易申告◆

下記に該当する人は☑チェックをつけてください。
（☑は複数可）
※チェック項目以外の申告がない場合はチェックをつけて申告終了です。

A．□前年中は収入がなかった。

B．□非課税所得で生活していた。（遺族年金・障害年金・その他）
受給額　　円

C．□㉑配偶者控除、㉒扶養控除、⑰寡婦控除、⑱ひとり親控除については、前年度の市県民税課税内容と同じ申告をします。

D．□１収入金額等、⑬社会保険料控除、⑭小規模企業共済等掛金控除、⑮生命保険料控除、⑯地震保険料控除、⑳障害者控除、㉖医療費控除については、添付している証明書類（控除証明書、源泉徴収票、障害者手帳等）のとおり申告します。

E．□特定配当・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要を選択します。

※申告書に記載されている内容と簡易申告内容が異なる場合は、記載されている内容を優先します。



# 市民税・県民税の算出方法

給与・年金の所得（速算表で算出）／事業等の収入－必要経費 － 所得控除 → 課税所得金額 × 税率（市民税6%／県民税4%） － 税額控除 ＝ 所得割 ＋ 均等割（市民税均等割3,500円／県民税均等割2,000円） ＝ 年税額

（1,000円未満切捨）　（調整控除を含む）（100円未満切捨）

※分離課税所得がある場合は計算方法・税率等が異なります。
詳しくは市民税担当までお問い合わせください。

# 給与・公的年金の所得計算表

### ○給与収入

| 収入金額A | 給与所得金額 |
|---|---|
| ～1,618,999円 | A － 550,000円 |
| 1,619,000円～1,619,999円 | 1,069,000円 |
| 1,620,000円～1,621,999円 | 1,070,000円 |
| 1,622,000円～1,623,999円 | 1,072,000円 |
| 1,624,000円～1,627,999円 | 1,074,000円 |
| 1,628,000円～1,799,999円 | （A÷4）※×2.4＋100,000円 |
| 1,800,000円～3,599,999円 | （A÷4）× 2.8－80,000円 |
| 3,600,000円～6,599,999円 | （A÷4）× 3.2－440,000円 |
| 6,600,000円～8,499,999円 | A × 0.9－1,100,000円 |
| 8,500,000円～ | A － 1,950,000円 |

※（A÷4）は千円未満切捨て　※計算結果がマイナスの場合は０円となります

### ○公的年金等

| 年金受給者の年齢 | 公的年金等収入金額（A） | 公的年金等雑所得の金額：公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額 1,000万円以下の場合 | 1,000万円を超え2,000万円以下の場合 | 2,000万円を超える場合 |
|---|---|---|---|---|
| 65歳以上 | 330万円以下 | A－1,100,000円 | A－1,000,000円 | A－900,000円 |
| | 330万円超410万円以下 | A×0.75－275,000円 | A×0.75－175,000円 | A×0.75－75,000円 |
| | 410万円超770万円以下 | A×0.85－685,000円 | A×0.85－585,000円 | A×0.85－485,000円 |
| | 770万円超1,000万円以下 | A×0.95－1,455,000円 | A×0.95－1,355,000円 | A×0.95－1,255,000円 |
| | 1,000万円超 | A－1,955,000円 | A－1,855,000円 | A－1,755,000円 |
| 65歳未満 | 130万円以下 | A－600,000円 | A－500,000円 | A－400,000円 |
| | 130万円超410万円以下 | A×0.75－275,000円 | A×0.75－175,000円 | A×0.75－75,000円 |
| | 410万円超770万円以下 | A×0.85－685,000円 | A×0.85－585,000円 | A×0.85－485,000円 |
| | 770万円超1,000万円以下 | A×0.95－1,455,000円 | A×0.95－1,355,000円 | A×0.95－1,255,000円 |
| | 1,000万円超 | A－1,955,000円 | A－1,855,000円 | A－1,755,000円 |

### ○所得金額調整控除

①【給与収入850万円超の納税義務者のうち、子育てや介護を行っている人への措置】
《適用条件》以下のいずれかに該当する場合
・本人が特別障害者
・年齢22歳以下の扶養親族を有する
・特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する
《計算式》（給与等の収入額（1,000万円を超える場合は1,000万円）－850万円）×10%

②【給与所得と年金所得両方を有する人への措置】
給与所得の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計が10万円を超える
《計算式》
給与所得金額（10万円を超える場合は10万円）＋公的年金等に係る雑所得の金額（10万円を超える場合は10万円）－10万円

# 所得控除額一覧

| 区分 | 控除額 |
|---|---|
| 雑損控除 | 次のいずれか多い金額<br>①（損失額－保険等による補てん金額）－（総所得金額等 ×10%）<br>②災害関連支出の金額－５万円 |
| 医療費控除 | （支払った医療費－保険等による補てん金額）－（総所得金額等 ×5%と10万円のいずれか少ない方の金額）　※控除の限度額 200万円 |
| | 【セルフメディケーション税制】<br>（特定の医薬品の購入費用－保険等の補てん額）－12,000円<br>※控除の限度額 88,000円 |
| 社会保険料控除<br>小規模企業共済等掛金控除 | 支払金額 |

| 区分 | | 控除額（住民税） | 控除額（所得税） | 人的控除の差額 |
|---|---|---|---|---|
| 基礎控除 | 合計所得金額 | 控除額 | | |
| | 2,400万円以下 | 43万円 | 48万円 | 5万円 |
| | 2,400万円超　2,450万円以下 | 29万円 | 32万円 | 5万円 |
| | 2,450万円超　2,500万円以下 | 15万円 | 16万円 | 5万円 |
| | 2,500万円超 | 0円（適用なし） | 0円（適用なし） | 0円 |
| 寡婦控除 | | 26万円 | 27万円 | 1万円 |
| ひとり親控除 | | 30万円 | 35万円 | 本人男性：1万円<br>本人女性：5万円 |
| 勤労学生控除 | | 26万円 | 27万円 | 1万円 |
| 障害者控除 | 特別（身体障害者1･2級、精神1級、療育A） | 30万円 | 40万円 | 10万円 |
| | その他（上記以外の障害者手帳） | 26万円 | 27万円 | 1万円 |
| | 同居特別障害者 | 53万円 | 75万円 | 22万円 |
| 扶養控除 | 一般　昭和27年1月2日～平成11年1月1日生<br>平成15年1月2日～平成18年1月1日生 | 33万円 | 38万円 | 5万円 |
| | 特定　平成11年1月2日～平成15年1月1日生 | 45万円 | 63万円 | 18万円 |
| | 老人　昭和27年1月1日以前生まれ | 38万円 | 48万円 | 10万円 |
| | 同居老人親族等 | 45万円 | 58万円 | 13万円 |

| 配偶者の合計所得金額 | | 納税義務者の合計所得金額　※（　）内は所得税の控除額：900万円以下 控除額 | 900万円以下 人的控除の差額 | 900万円超950万円以下 控除額 | 900万円超950万円以下 人的控除の差額 | 950万円超1,000万円以下 控除額 | 950万円超1,000万円以下 人的控除の差額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 配偶者控除 | 48万円以下 | 33万円（38万円） | 5万円 | 22万円（26万円） | 4万円 | 11万円（13万円） | 2万円 |
| | 老人控除対象配偶者 | 38万円（48万円） | 10万円 | 26万円（32万円） | 6万円 | 13万円（16万円） | 3万円 |
| 配偶者特別控除 | 48万円超50万円未満 | 33万円（38万円） | 5万円 | 22万円（26万円） | 4万円 | 11万円（13万円） | 2万円 |
| | 50万円以上55万円未満 | 33万円（38万円） | 3万円 | 22万円（26万円） | 2万円 | 11万円（13万円） | 1万円 |
| | 55万円以上95万円以下 | 33万円（38万円） | 0円 | 22万円（26万円） | 0円 | 11万円（13万円） | 0円 |
| | 95万円超100万円以下 | 33万円（36万円） | 0円 | 22万円（24万円） | 0円 | 11万円（12万円） | 0円 |
| | 100万円超105万円以下 | 31万円（31万円） | 0円 | 21万円（21万円） | 0円 | 11万円（11万円） | 0円 |
| | 105万円超110万円以下 | 26万円（26万円） | 0円 | 18万円（18万円） | 0円 | 9万円（9万円） | 0円 |
| | 110万円超115万円以下 | 21万円（21万円） | 0円 | 14万円（14万円） | 0円 | 7万円（7万円） | 0円 |
| | 115万円超120万円以下 | 16万円（16万円） | 0円 | 11万円（11万円） | 0円 | 6万円（6万円） | 0円 |
| | 120万円超125万円以下 | 11万円（11万円） | 0円 | 8万円（8万円） | 0円 | 4万円（4万円） | 0円 |
| | 125万円超130万円以下 | 6万円（6万円） | 0円 | 4万円（4万円） | 0円 | 2万円（2万円） | 0円 |
| | 130万円超133万円以下 | 3万円（3万円） | 0円 | 2万円（2万円） | 0円 | 1万円（1万円） | 0円 |

| 区分 | | 保険料の支払金額 | 地震保険料控除額 |
|---|---|---|---|
| 地震保険料控除 | 地震 | ～50,000円 | 支払金額×1/2 |
| | | 50,001円～ | 一律25,000円 |
| | 旧長期 | ～5,000円 | 支払金額の全額 |
| | | 5,001円～15,000円 | 支払金額×1/2+2,500円 |
| | | 15,001円～ | 一律10,000円 |
| | 地震と旧長期の両方の保険料の支払いがある場合は、それぞれ上記で計算した控除の合計額　※控除の限度額25,000円 | | |

| 区分 | | | |
|---|---|---|---|
| 生命保険料控除 | ●旧契約● | 種類 | 一般生命保険料・個人年金保険料 |
| | | 限度額 | それぞれ35,000円を上限とし、控除限度額は70,000円 |
| | | 控除額計算表 | 保険料の支払金額 / 生命保険料控除額 |
| | | | ～15,000円 / 支払金額の全額 |
| | | | 15,001円～40,000円 / 支払金額×1/2+7,500円 |
| | | | 40,001円～70,000円 / 支払金額×1/4+17,500円 |
| | | | 70,001円～ / 一律35,000円 |
| | ●新契約● | 種類 | 一般生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料 |
| | | 限度額 | それぞれ28,000円を上限とし、控除限度額は70,000円 |
| | | 控除額計算表 | 保険料の支払金額 / 生命保険料控除額 |
| | | | ～12,000円 / 支払金額の全額 |
| | | | 12,001円～32,000円 / 支払金額×1/2+6,000円 |
| | | | 32,001円～56,000円 / 支払金額×1/4+14,000円 |
| | | | 56,001円～ / 一律28,000円 |

●旧契約…平成23年12月31日以前に締結した保険契約等
●新契約…平成24年1月1日以降に締結や更新した保険契約等
※一般生命保険料と個人年金保険料、介護医療保険料の複数の保険料がある場合

（一般生命保険料について求めた控除額（限度額：旧契約のみ35,000円、新契約のみ及び新旧契約が混在した場合28,000円））＋（個人年金保険料について求めた控除額（限度額：旧契約のみ35,000円、新契約のみ及び新旧契約が混在した場合28,000円））＋（介護医療保険料について求めた控除額（限度額　28,000円））＝（生命保険料控除額）

※なお、旧契約のみで算出した控除額が新旧契約で算出した控除額を上回る場合は、旧契約のみの控除額を適用します。　**限度額 70,000円**

| 区分 | 合計課税所得金額 | 調整控除額の算出方法 |
|---|---|---|
| 調整控除 | 200万円以下 | 次の①、②のいずれか少ない金額の5%<br>（市民税3%、県民税2%）<br>①所得税と住民税の人的控除の差（※）の合計額<br>②住民税の合計課税所得金額 |
| | 200万円超 | {所得税と住民税の人的控除の差（※）の合計額－（住民税の合計課税所得金額－200万円）}×5%<br>（市民税3%、県民税2%）<br>ただし計算結果が2,500円未満の場合は、2,500円。 |

※人的控除の差額については、左記の表をご参照ください。
※合計所得金額が2,500万円を超える場合は適用外となります。

**市民税・県民税納税通知書等の発送について**
納税通知書は、６月最初の営業日に発送します。
なお、非課税通知書は発送しませんので、ご了承ください。
※この申告書の手引きは令和３年12月現在の法律に基づいています。
※分離課税所得の申告がある場合は、市民税担当までお問い合わせください。

# 申告書の各項目の説明及び申告書の書き方

## ●収入・所得金額･･･前年中に得た収入等について該当する項目に記入してください

| | |
|---|---|
| **ア及び①またはイ及び②　事業**<br>卸売業、小売業、サービス業等の営業や、大工、保険の外交員、農作物の生産、畜産等<br>**ウ及び③　不動産**<br>貸家、貸地、貸アパート等 | 「1 収入金額等」及び「2 所得金額」に金額を記入してください。<br>申告書裏面の**「13 事業（営業等･農業）･不動産に関する事項」**の欄に内訳を記入してください。 |
| **エ　利子**<br>国外の銀行等の預金の利子など | 一般的に利子所得は源泉分離課税なので、申告は不要です。<br>ただし、国外の銀行等の預金の利子等、源泉徴収されないものは申告が必要です。 |
| **オ及び⑤　配当**<br>株式、出資金の配当、投資信託の収益の分配など | 収入をオに、収入から必要経費（株式等の元本取得のために要した負債の利子）を引いた金額を⑤に記入し、申告書裏面の**「7 配当所得に関する事項」**の欄に内訳を記入してください。<br>※特定配当等の所得については、配当金受取時に住民税分（5%）が徴収されておりますので、原則申告は不要です。なお、この所得について申告する場合は、申告書裏面の**「11 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項」**の欄に住民税分（5%）を記入してください。<br>〈注意〉<br>上場株式等に係る配当所得について申告した場合、この所得についても配偶者控除や扶養控除等の判定の基になる合計所得に算入されます。この合計所得金額は、市民税・県民税の非課税判定に用いられるほか、国民健康保険税や介護保険料等の算定にも用いられます。また、一度申告したものについては、取り下げることができません。<br>※所得税の確定申告をした特定配当等の所得について、所得税と異なる課税方式を選択する場合は、以下の手順により申告してください。また、申告は住民税の納税通知書が届く前までに行ってください。<br>①住民税では計上しない特定配当等の所得以外の所得及び控除について確定申告に準じて記入する。<br>②◆簡易申告◆E にチェックをする。<br>③申告書に確定申告書の控えの写しを添付する。 |
| **カ　給与**<br>給与、賃金、賞与 | 源泉徴収票の支払金額をカに記入してください。<br>◇源泉徴収票を添付してください。※源泉徴収票が複数ある場合は合計額を記入してください。<br>源泉徴収票がない場合は、給与明細書を参照し申告書裏面の「6 給与所得の内訳」及び「勤務先」欄に記入してください。<br>専従者給与がある人は、「うち専従者給与」の欄に収入金額を記入し、専従者給与支払者名等を申告書裏面の「6 給与所得の内訳」欄内の「勤務先」に記入してください。<br>※850 万円以上の給与収入がある人で、所得金額調整控除（P4 参照）に該当する人は、申告書裏面の所得金額調整控除に必要事項を記入してください。 |
| **キ　雑所得（公的年金等）**<br>国民年金、厚生年金、企業年金など | 源泉徴収票の支払金額をキの欄に記入してください。<br>◇源泉徴収票を添付してください。※源泉徴収票が複数の場合は合計額を記入してください。 |
| **ク及び⑧　雑所得（業務）**<br>原稿料、講演料など | 原稿料、講演料又はネットオークションなどを利用した個人取引若しくは食料品の配達など副収入金額をクに記入してください。<br>◇支払証明等を添付してください。<br>収入から必要経費を差し引いた所得金額を⑧に記入してください。申告書裏面の「9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項」の欄に内訳を記入してください。 |
| **ケ及び⑨　雑所得（その他）**<br>個人年金など | 生命保険の年金（個人年金保険）、互助年金、暗号資産取引などの収入金額をケに記入してください。<br>◇支払証明等を添付してください。<br>収入から必要経費を差し引いた所得金額を⑨に記入してください。<br>申告書裏面の「8 雑所得（公的年金等以外）に関する事項」の欄に内訳を記入してください。 |
| **コ及び⑪またはサ及び⑪　総合譲渡**<br>骨董品、車両等<br>**シ及び⑪　一時**<br>生命保険契約に基づく一時金など | 申告書裏面の**「9 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」**の欄に内訳を記入し、<br>所得金額イの金額を申告書表面のコに、所得金額ロの金額を申告書表面のサに、所得金額ハの金額を申告書表面のシに、ニの金額を申告書表面の⑪に記入してください。<br>※特別控除は、譲渡所得が短期と長期を含わせて原則 50 万円、一時所得が原則 50 万円です。<br>◇支払証明書等を添付してください。 |

## ●所得控除･･･要件を満たす場合、該当する項目に記入してください

### ⑬社会保険料控除･･･あなたや生計を一にする親族等の国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料等をあなたが支払った場合

「⑬社会保険料控除」の欄に内訳及び合計額を記入してください。
◇支払った証明書か領収書を添付してください。
※証明等の添付がない場合は控除の適用ができません。
（源泉徴収票に記載されているものは控除適用）

申告書の書き方（例）

| ⑬ 社会保険料控除 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 合計額 | 152 | 1,780,600 | | | |
| 国民健康保険 | 円 | | 介護保険 | 15,600 円 | 後期高齢者医療 | 150,000 円 |
| 国民年金 | 円 | | 源泉票記載額 | 13,000 円 | その他 | 円 |

### ⑭小規模企業共済等掛金控除･･･確定拠出年金法による個人型年金加入者掛金等をあなたが支払った場合

「⑭小規模企業共済等掛金控除」の欄に内訳及び合計額を記入してください。
◇支払った証明書か領収書を添付してください。※証明等の添付がない場合は控除の適用ができません。

### ⑮生命保険料控除･･･あなたや親族等の生命保険や個人年金等をあなたが支払った場合

「⑮生命保険料控除」の該当する項目に支払額を記入してください。
◇保険会社が発行した証明書を添付してください。
※証明等の添付がない場合は控除の適用ができません。

申告書の書き方（例）

| ⑮ 生命保険料控除 | | |
|---|---|---|
| 新生命保険料支払額 | 157 | 1,223,21 |
| 旧生命保険料支払額 | 161 | |
| 新個人年金保険料支払額 | 158 | 36,000 |
| 旧個人年金保険料支払額 | 162 | |
| 介護医療保険料支払額 | 156 | 42,350 |

### ⑯地震保険料控除･･･地震保険料、旧長期損害保険料（平成 18 年 12 月 31 日までに契約したもの）をあなたが支払った場合

「⑯地震保険料控除」の該当する項目に支払額を記入してください。
◇保険会社が発行した証明書を添付してください。※証明等の添付がない場合は控除の適用ができません。

### ⑰～⑱寡婦、ひとり親控除･･･寡婦、ひとり親である場合

「⑰～⑱寡婦、ひとり親控除」の欄にひとり親の人は左の欄（ひ）に、寡婦の人は右の欄（寡）に〇を記入し、該当する理由にチェックしてください。
※離婚や扶養の状況等については、前年の 12 月 31 日の現況によって判断します。（年の中途で死亡した場合は、死亡の日）

申告書の書き方（例）

⑰～⑱ 寡婦、ひとり親控除　ひ　寡　☑死別　□生死不明　□離婚　□未帰還

●婚姻歴や性別に関わらず、生計を一にする子（総所得金額等が 48 万円以下）を有する単身者（合計所得金額 500 万円以下に限る）について、「ひとり親控除」（控除額 30 万円）を適用
●上記以外の単身者（合計所得金額 500 万円以下に限る）で、夫と死別した後婚姻をしていない人又は生死不明などの人について「寡婦控除」（控除額 26 万円）を適用
●夫と離別した後婚姻をしていない人で、扶養親族（総所得金額等が 48 万円以下）を有する人について「寡婦控除」（控除額 26 万円）を適用
●住民票の続柄に「夫（未届）」、「妻（未届）」と記載がある人は対象外

### ⑲勤労学生控除･･･前年の合計所得が 75 万円以下で、かつ自己の勤労に基づかない所得が 10 万円以下の勤労学生（12 月 31 日時点）である場合

「⑲勤労学生控除」の欄に学校名・学年を記入してください。
◇学生証又は在学証明書の写しを添付してください。

申告書の書き方（例）

⑲ 勤労学生控除　学校名・学年　○○大学 1 年



### ⑳障害者控除（本人）･･･前年の 12 月 31 日時点で、障害者手帳、戦傷病者手帳を持っている場合など

「⑳申告者本人が障がい者の場合は、記入してください。」の欄に特別障害の人は右の欄（特）に、特別障害以外の障害の人は左の欄（障）に〇を記入し、障害の程度の欄には持っている障害者手帳等の種類及び級を記入してください。（注 1）
◇障害者手帳の写しなどを添付してください。

申告書の書き方（例）

⑳ 申告者本人が障がい者の場合は、記入してください。　障　特　障害の程度　身・精・療 2 級

※本人以外の障害者控除は、配偶者控除・扶養控除等の欄に記入してください。

【障害者控除の対象の例】

| 区　分 | 障害の程度 |
|---|---|
| 障害 | 障害者手帳等をお持ちで、下記「特別障害」に該当しない人 |
| 特別障害 | ・身体障害者手帳　1・2 級　　・戦傷病者手帳　特別項症～第３項症<br>・精神障害者保健福祉手帳　1 級　　・療育手帳　A |

### ㉑配偶者控除･･･あなたの前年の合計所得金額が 1,000 万円以下であなたと生計を一にする配偶者の前年の合計所得金額が 48 万円（給与収入で 103 万円）以下の場合（注 2）

「㉑配偶者（特別）控除同一生計配偶者」の欄に必要事項を記入してください。
※配偶者が障がい者である場合、障害の程度も併せて記入してください。（注 1）
※婚姻や障害の状況等については、前年の 12 月 31 日の現況によって判断します。（年の中途で死亡した場合は、その死亡の日）

申告書の書き方（例）

㉑ 配偶者（特別）控除 同一生計配偶者　配偶者の合計所得金額 173　氏名 春日　花子　生年月日 S36・1・11　☑同居 □別居　身・精・療 級
同配 □ 個人番号 332　9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8

### ㉑配偶者特別控除･･･あなたの前年の合計所得金額が 1,000 万円以下で生計を一にする配偶者の前年の合計所得金額が 48 万円を超え、133 万円以下の場合

「㉑配偶者（特別）控除同一生計配偶者」の欄に必要事項を記入してください。
※配偶者控除と配偶者特別控除の両方を取ることはできません。
※配偶者特別控除の場合は、扶養の人数には含まれません。よって、住民税の非課税判定の人数に含まれないほか、配偶者が障がい者であっても障害者控除の対象にはなりません。

申告書の書き方（例）

㉑ 配偶者（特別）控除 同一生計配偶者　配偶者の合計所得金額 173　5 0 0 0 0 0 0
氏名 春日　花子　生年月日 S36・1・11　☑同居 □別居　身・精・療 級
同配 □ 個人番号 332　9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8

### ㉑同一生計配偶者･･･あなたの前年の合計所得金額が 1,000 万円超であなたと生計を一にする配偶者の前年の合計所得金額が 48 万円（給与収入で 103 万円）以下の場合（注 2）

「㉑配偶者（特別）控除同一生計配偶者」の欄に必要事項を記入してください。
※同一生計配偶者の場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用はありませんが、「同一生計配偶者」として扶養の人数に含まれます。よって、配偶者が障がい者の場合は、障害者控除の対象となります。

申告書の書き方（例）

㉑ 配偶者（特別）控除 同一生計配偶者　配偶者の合計所得金額 173
氏名 春日　花子　生年月日 S36・1・11　☑同居 □別居　身・精・療 級
同配 □ 個人番号 332　9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8

### ㉒扶養控除･･･あなたと生計を一にする扶養親族の前年の合計所得金額が 48 万円（給与収入で 103 万円）以下の場合（注 2）

「㉒扶養控除」の欄に必要事項を記入してください。
※扶養親族が障がい者である場合、障害の程度も併せて記入してください。（注 1）
※別居の親族がいる場合は、申告書裏面「10 別居の扶養親族等に関する事項」にも記入してください。なお、別居や扶養、障害の状況等については、前年の 12 月 31 日の状況によって判断します。（年の中途で死亡した場合は、その死亡の日）

申告書の書き方（例）

| ㉒ 扶養控除 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 氏名 | 春日　ハルエ | 生年月日 S16・11・1 | 続柄 母 | □同居 ☑別居 | 身・精・療 3 級 |
| | 個人番号 344 | 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 | | | | |
| 2 | 氏名 | 春日　次郎 | 生年月日 H30・2・1 | 続柄 孫 | □同居 □別居 | 身・精・療 級 |
| | 個人番号 356 | 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4 5 | | | | |
| 3 | 氏名 | | 生年月日 ・・ | 続柄 | □同居 □別居 | 身・精・療 級 |
| | 個人番号 368 | | | | | |
| 4 | 氏名 | | 生年月日 ・・ | 続柄 | □同居 □別居 | 身・精・療 級 |
| | 個人番号 380 | | | | | |

### ㉕雑損控除･･･災害や盗難などにより、あなたや生計を一にする親族等の所有する資産に損失が生じた場合

「㉕雑損控除」の欄に必要事項を記入してください。
◇災害や盗難にあったことを証明する証明書、損害金額の明細書などを添付してください。
※証明等の添付がない場合は控除の適用ができません。

### ㉖医療費控除･･･あなたや生計を一にする親族等の病気やけがの治療に直接必要な医療費をあなたが支払った場合

「㉖医療費控除」の欄に必要事項を記入してください。※別紙「医療費控除を受けられる方へ」を参照してください。
◇医療費控除の明細書等を添付してください。
※明細書等の添付がない場合は、控除の適用ができません。
※領収書を添付しても、控除の適用はできません。

申告書の書き方（例）

| ㉖ 医療費控除 | | |
|---|---|---|
| 支払った医療費等 | 150 | 340,000 |
| 保険などで補填される金額 | 151 | 210,000 |

（注 1）　障害者手帳を持っていない人で、精神又は身体に障害があり、日常生活に支障が生じている 65 歳以上の人は、「障害者控除対象者認定書」の提出により、控除が可能です。「障害者控除対象者認定書」の発行については、高齢課までお問い合わせください。
（注 2）被扶養者が国外にいる場合は送金関係書類及び親族関係書類が必要となります。

## 申告書の提出方法

1．郵送で提出する場合
　申告書に必要事項を記入し、源泉徴収票や控除証明書などの必要書類を申告書に添付し提出する。
※申告の控えが必要な場合は、住所・氏名を記入し、切手を貼った返信用封筒を同封してください。
※申告者本人のマイナンバーカード（個人番号カード）の写し（両面）を同封してください。マイナンバーカードをお持ちでない人は、通知カード（又はマイナンバーの記載がある住民票等）と併せて、本人確認書類（運転免許証等）の写しを同封してください。

2．市役所に直接提出する場合
　源泉徴収票や控除証明書などの必要書類を持って、申告会場（申告期間：令和４年２月 16 日から３月 15 日まで）にお越しください。申告期間外は、税務課窓口にお越しください。申告書は受付時に作成できますので、事前に記入する必要はありません。

【持ってくるもの】
・収入、控除に係る源泉徴収票や控除証明書などの申告に必要な書類
・申告者本人のマイナンバーカード

（※マイナンバーカードをお持ちでない人は、通知カード（又はマイナンバーの記載がある住民票等）と併せて、本人確認書類（運転免許証等）をお持ちください。）

【問い合わせ先】　ご不明な点がある人は、税務課市民税担当までお問い合わせください。
　　春日市役所　０９２－５８４－１１１１（代表）